

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和2年度 第1回 【足立区公契約等審議会】		
事 務 局	総務部 契約課		
開催年月日	令和2年10月21日（水）		
開催時間	午前10時00分 ～ 午後0時05分		
開催場所	足立区役所11階 入札室		
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長	鈴木 欽哉 委員
欠席者			
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 定例審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 伊興地域学習センター大規模改修工事</li> <li>・議案第2号 高齢者在宅サービスセンター西新井空調設備改修その他工事</li> <li>・議案第3号 参議院議員選挙におけるポスター掲示場の設置・維持管理・撤去委託（東部）</li> <li>・議案第4号 建物清掃業務委託</li> <li>・議案第5号 足立区プレミアム付商品券事業における商品券作成委託</li> </ul> <p>(2) 公契約制度検討審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第6号 令和2年度総合評価方式による入札の開札結果について</li> <li>・議案第7号 令和2年度予定価格事後公表の試行実施結果について（9月末現在）</li> </ul> <p>3 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和2年度定期監査結果について</li> <li>(2) 令和元年度公契約条例適用契約等について</li> <li>(3) 令和2年度の不調・不落について（1月～8月）</li> <li>(4) 指名停止措置状況について（1月～8月）</li> <li>(5) 低入札調査案件について（1月～8月）</li> <li>(6) 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について</li> <li>(7) 令和2年度入札・契約制度について（入札参加制限等の変更）</li> </ul>		
資 料	定例審議資料、公契約制度検討審議資料、報告事項資料		

（審議経過）

1 開会

【総務部長挨拶】

・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開とするが、非公開情報に関する質疑があった場合には一旦中断し、議事を非公開とする。

—全委員了承—

2 議事

（1） 定例審議

・定例審議抽出説明

○田中副会長

定例審議抽出理由として、議案第1号から議案第5号いずれも案件内容を確認したいものを選定した。

工事契約3件

議案第1号 伊興地域学習センター大規模改修工事

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、契約種別は工事、契約金額は4億2790万円、契約の相手方は株式会社三浦工務店、区内業者である。

内容については、伊興地域学習センターの大規模改修で、防水改修、建具改修、内装改修、外構改修、アスベスト撤去工事等である。

予定価格については、1億円以上の案件のため、事後公表である。また、1億8千万円以上の議会案件であり、低入札価格調査及び公契約条例の対象となっている。

入札参加資格については、申請業種が対象業種の建築工事であること、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営格付

がAまたはBであること、当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること、建設業法に定める専任の監理技術者を配置できること等である。

なお、予定価格6,000万円以上の工事案件受注業者への入札参加制限、同時発注の4案件について受注できるのは1件とする受注制限を行っている。

○鈴木委員

結果的に2者による入札になってしまい、数的には少ない。辞退についてどう考えているのか。

○契約課長

辞退理由としては、監理技術者を確保できないというのが多い。区内業者優先としていること、共同運営格付をAまたはBとしていることで、数が狭められてしまっている。その中で競争を確保するのが難しい状況である。

○総務部長

議会でもこの話が出ている。必ず出るのが、落札率についてと応札者が少なく本当に競争しているのかということである。その中で、議会と業界からは区内業者を優先してほしいという要望があり、それをむげにもできない。契約の根幹に関わる話だが、そうした縛りをしない、区外の業者でも良いのではないかとも思える一方で、区内業者育成という観点からすると、どうしてもこうした傾向になってしまう。

○鈴木委員

なかなか打開策を見出すのは難しいということか。

○契約課長

1回目で落札者が決まったが、落札者が決まらなければ不調となり、次回の入札で区外業者を入れるかということにもなるのだが、結果的に2者の競争で落札者が決まってしまった。

○田中副会長

予定価格を事後公表にしている影響なのか、入札した金額にかなり開きがある。また、予定価格よりもかなり低くなっている。

○総務部長

悩ましいところである。応札者には積算参考資料として図面と金額抜きの設計内訳書を提供している。工事の内容により、各社の強み弱みもあり、積算に差が出てくる。解体工事では、総じて区の積算よりも安く出る傾向がある。それは、手持ちの重機があるだとか、下請けに出さず直に施工することもできるなどの理由からである。

○田中副会長

改修するよりも新築した方が安くつくのではないか。建て直した方がよかったのではないか。

○総務部長

区の建物は、ほぼ鉄筋コンクリート造りばかりである。耐用年数としては50年といわれているので、基本的には改修としている。しかし、改修というのは手間暇がかかる。加えてバブル期に建てられたものが一斉に改修時期を迎えているが、この頃のものには豪華に造っていてデザインも凝っていて、とんでもない金額になるケースもある。区の施策として、施設更新のあり方を検討しているが、場合によっては建て替えるという選択肢もあるのではと思う。

しかし、建物自体はまだまだ使えるので基本的には改修ということになるのではないか。

議案第2号 高齢者在宅サービスセンター  
西新井空調設備改修その他工事

○工事契約係長

契約方式は希望型指名競争入札、契約金額は8890万円余、契約の相手方は玉紘工業株式会社、区内業者である。

内容については、空調設備工事、給湯設備工事、建築工事、電気工事、撤去工事である。

予定価格については、事前公表、最低制限価格設定である。

入札参加資格については、申請業種が対象業種の空調工事であること、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営格付がAまたはBであること、当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること、建設業法に定める専任の監理技術者を配置できること等である。

この案件では工事实績を求めており、官公庁実績で予定価格の二分の一以上、民間実績で予定価格と同等以上としている。

なお、同時発注の2案件について受注できるのは1件とする受注制限を行っている。

入札参加希望者は2者、格付はいずれもAランクであった。入札には2者が応札し、玉紘工業株式会社が落札した。

こちらは令和2年2月12日付で契約変更を行っており、460万円余、増減率5%余の増額である。理由については、休日作業による労務費の割り増し、自然気化式加湿器の取りやめ、給湯管の管種変更、不凍液、廃油の回収運搬処分費追加、天井・壁施工範囲変更等である。

○鈴木委員

2者の入札で、予定価格とほぼ同額で決まり、それで完了するのであればまだしも、契約が変更されて5%余増額されている。最初から1者に限定されていたと見えなくもない。そのあたりの経過はどうか。

○契約課長

変更内容について、初めから予見できなかったのかと、よく言われている。本来は、あらかじめ想定しておくべきなのかもしれない。

○飯塚会長

特に、休日作業による労務費の割り増しの追加は、なぜ発生したのか気になる。

○総務部長

この施設は使用しながらの工事であったため、通常営業中の作業は制限され土日に工事に入ることが多くなり労務費の割り増しが発生してしまう。改修工事では、どうしても見えないところというものがあり、増減が出ることは多い。しかし、平日作業が制限されるのであれば、土日工事の割り増し分は見えておくべきであり、積算の方法としてはよろしくなかったと思う。契約課として積算する所管課の方には、極力契約変更が発生しないように伝えていく。

○田中副会長

例えば天井を開けてみなければわからなかったといわれれば、そういうこともあるとは思いますが、人件費がこれほど増えているのは気を付けてもらいたいところである。

○飯塚会長

入札が2者だったのは、やはり区内業者に限定したためか。

○総務部長

区内業者の傾向として、電気事業者は多いが、空調関係はあまり多くない。区内縛りにしてしまうと限られてくる。加えて、こここのところ改修案件が多く受注量も増え、必要な技術者の配置ができないケースもある。工事の質を確保するうえで、技術者の要件を簡単に緩めるわけにもいかない。そうなると、区内縛りに無理が来ているということかもしれない。しかし、そこをフリーハンドにしてしまうと、なぜ区内業者に仕事を出さないのかという別の指摘が出てしまう。

○飯塚会長

そうしたところから、1回目の入札で決まらなかったときに、その点を考慮するようになっているのだろうと思う。しかし、それでは時間がかかってしまう。

○総務部長

それにより確保できる工期を縮めることになってしまう。工事の質にも関わってくる。場合によっては、休日の工事も増え、労働環境の改善に逆行することにもなる。契約サイドとしては、1回目の入札で決めてほしいところであり、悩ましいところである。

○鈴木委員

私の近所の舎人地域学習センターで外壁改修工事が行われている。ずっと工事をしているわけでもなく、しかし工事は長期に渡っている。そういうものを見ていると、一層のこと、新築してしまった方が良いのではと思ってしまう。大規模改修工事の長期間の工期は適切なのか疑問に思うところがある。

○総務部長

建設された時期によっては、凝った造りのものがある。公共施設は、奇をてらわず機能重視でメンテナンスしやすいものを造ることが一番ではないかと思う。大規模なものになると設計事務所に委託するが、デザインに凝ってしまう傾向がある。場合によっては特殊な材料を使用し、後で改修費がかかってしまうことがある。メンテナンスのことも考えて設計するべきだと思う。

議案第3号 参議院議員選挙におけるポスター掲示場の設置・維持管理・撤去委託  
(東部)

○工事契約係長

契約方式は希望型指名競争入札、契約種別は委託、契約金額は1605万円余、契約の相手方は丸市田中建設株式会社、区内業者である。

内容については、参議院議員選挙のポスター掲示場を東部地域351か所に設置し撤去するものである。

予定価格については、事後公表、対象業種は委託業務であるが建築工事としている。

入札参加資格については、申請業種が対象業種の建築工事であること、足立区にある本店又は主たる営業所で申込みを行うこと、共同運営格付がC・D・Eであること等である。

指名については、5者から申し込みがあり、3者がCランク、2者がDランクであった。入札には4者が応札し、丸市田中建設株式会社が落札した。

こちらは令和2年6月19日付で契約変更を行っており、30万円余、増減率1.8%余の増額である。理由については、投票日が確定していない状況での設置であっ

たため、投票日確定後に日付のシールを張り付けたためである。

○鈴木委員

参議院の選挙ということで国の選挙であり、国から費用が出ているということで良いか。

○総務部長

一部出ている。全額ではない。

○鈴木委員

安くできれば、足立区の予算上は良いということか。

○総務部長

国政選挙なので、その費用は国が負担するものではあるが、例えば、ウェートの大きい人件費、これも満額は出ない。他の設営費用なども満額は出ていないようである。区の財政的には、安くできた方が良いので、そうできるよう契約事務も進めている。

○鈴木委員

共同運営格付がC・D・Eと低くても問題はないのか。

○総務部長

内容としては、製作された掲示板を指定場所に設置して、終われば撤去するという、比較的簡単なものである。そうしたこともあるのか、人気の高い業務である。

○田中副会長

確かに応札者が多く、競争が確保されていると感じる。

物品契約2件

## 議案第4号 建物清掃業務委託

### ○物品契約係長

契約方式は希望型指名競争入札、業種は委託契約、契約金額は4159万円余である。落札者は株式会社エムビーマネージメント、区内業者、履行場所は足立区役所本庁舎中央館南館の4階以下、契約期間は平成31年4月1日から令和2年3月31日の1年間、委託内容は足立区役所本庁舎中央館南館の下部における清掃業務である。

発注時の条件については、発注業種は建物清掃、委託の内容は、床清掃、トイレ清掃、消耗品補充、ごみや再生紙の収集などの日常清掃の他、庁舎ホールの床清掃や地下駐車場の排水溝清掃などの定期清掃を含む内容となっている。予定価格は事後公表、5189万円余である。ちなみに物品契約案件において、事前公表案件はない。最低制限価格の設定あり、具体的な金額は事後的にも非公表としている。参加資格要件は、申請業種は建物清掃であること、区内本支店で格付がAまたはB、建物清掃業務委託は、この案件も含め32件あり、そのうち特命随意契約が4件、見積もり合わせが8件、指名競争入札が17件、希望型指名競争入札が3件である。希望型指名競争入札は予定価格2000千万円以上の案件について行うことになっており、建物清掃業務委託については、毎年、足立区役所の北館、中央館南館の下部、上部の3案件が該当となっている。そして、この3案件について受注制限を設けている。この3案件を分割発注している理由は、本庁舎全体で6万平米以上あり、1者で受注するとなると可能な業者が限られてしまうため、分割して発注することで多くの業者に参入してもらうためである。

開札日は平成31年2月21日、この案件は年度当初からの履行となるため、前年

度中に年度契約として業者決定している案件である。

希望申請した24者のうち、関係会社であるとして2者を除いた22者を指名した。22者中、予定価格内が14者、最低制限価格未満が6者、辞退が1者、無効が1者である。辞退の理由は人員を確保できないため、無効の理由は積算根拠となる業務費内訳書の添付がなかったためである。落札率80.15%であった。

### ○田中副会長

一番高い応札額を見ると、予定価格との乖離が大きいように思う。落札したのも、かなり低い。この理由は何か。

### ○総務部長

この清掃業務は、競争が激しい。大変な仕事ではあるが、希望が24者あるように人気が高い。赤字になってでもやろうとはしていないとは思いますが、取るために最低制限価格ぎりぎりを狙って入札してくる。予定価格の設定も間違いではないのだが、総じてこうした金額になっている。

### ○田中副会長

清掃業は人件費が多くを占めている。これほど価格の乖離があると、従業員に負担がかかるのではないかと気になっている。

### ○総務部長

仕様書できちんと業務を指定しているので、必要な人員を充てなければ質を確保できない。履行成績が悪ければ、次に指名されなくなるということがあるので、金額の多寡にかかわらず、業務はきちんと行っている。コロナ禍で除菌作業も加わり、今年は仕事が増えてしまっている。この分は契約変更して、必要な金額は手当

てされている。

○鈴木委員

契約条件が細かく設定されており、例えば役所の設備備品を壊してしまった場合、弁償ということになるので事業者はそれを守っていると思うが、職員の方で汚してしまったりすることはないのか。

○総務部長

職員にはないと考えている。不特定多数の方が利用する施設なので、トイレトペーパーの持ち去りなど、ときには不適切な行為が行われることもある。

○田中副会長

従業員には適切に賃金が支払われなければならないと思う。機密性の高い情報がある場所でもあり、従業員の質を担保するうえで、その点は重要と考える。

議案第5号 足立区プレミアム商品券事業における商品券作成委託

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、契約金額は4290万円である。落札者は凸版印刷株式会社情報コミュニケーション事業本部で区外業者、当初の契約期間は令和元年6月14日から令和元年12月19日、その後契約変更し令和2年3月6日までとなった。委託内容はプレミアム付商品券822万枚を作成するものである。偽造防止加工、管理番号や印影印刷など細かい仕様が定められている。作成後の納品については、区内郵便局や信用金庫など複数か所に渡る仕様となっている。

選定業者については、区外業者では近年受注実績がありランク及び順位が高い者を5者、区内業者では区内本店のランク及び

順位が高い者5者を選定した。10者中8者が辞退、予定価格内は2者で、落札率は64.82%であった。辞退理由は、仕様どおりの履行が困難というのが4者、積算が間に合わないというのが1者、残り3者は不明である。今回の案件は、商品券の作成ということで、特殊な加工が可能な設備を自社で有していることや、保管に関して高いセキュリティが求められていること、また納品先が複数か所に渡ることから、難しいと感じる事業者が多かったと推察される。

○田中副会長

下見積もりをした2者のみが応札し、しかも金額が大きく違っている。

○総務部長

この事業は、全国一斉に行われており、しかも特殊加工を施し相当枚数を印刷するため、できる事業者も限られていた。しかし、販売が低調で、結果的に相当枚数が余ってしまった。

○田中副会長

印刷にこれだけかけてもつたいないと感じる。

○総務部長

国から事務費が全額きており、区の負担はなかった。対象が非課税世帯とされたことから、利用することで非課税であることを知られてしまう懸念も、低調の要因だったかもしれない。

○飯塚会長

凸版印刷がここまで低い金額になったのは、どうしてなのか。

○総務部長

スケールメリットではないかと思う。

○契約課長

印刷案件は、通常は区内業者を優先しているのだが、今回は特殊な技術が必要なため区外業者も含めて指名した。

○総務部長

時間的なこともあった。国の通知が急でタイトなスケジュールで進められていた。

○飯塚会長

凸版印刷は、他の自治体からの受注でノウハウもあったのであろうと思う。

○飯塚会長

議事第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認め了承できるか。

—全委員了承—

(2) 公契約制度検討審議  
議案第6号 令和2年度総合評価方式による入札の開札結果について

○契約課長

実施件数は2件。いずれも対象となった事業者が1者であったが、その辺りは課題と考えている。参加するために多くの資料を用意しなければならず、それが障壁になっているとの声が聞かれる。制度自体は良いものであるが、競争の活性化を図らなければ、有効なものにはならない。

○田中副会長

書類作成が一番のネックか。

○契約課長

そのようだ。

○総務部長

工事の内容としては、それ程難しいものではないのだが、なぜか辞退、不参が出てしまう。

○飯塚会長

総合評価方式でなければ、希望者を増やしていたと思うか。

○契約課長

その可能性はある。公契約条例対象工事を受注した事業者が、手間がかかることをよく言っている。同じように、手間がかかるならば、通常他の案件を希望したいということではないか。

○飯塚会長

いずれも1者であったが、1者もなしという可能性もあったのか。

○契約課長

可能性としてはあったと思う。

○飯塚会長

提出書類が多いためということならば、そのあたりの工夫が必要だと思う。

○鈴木委員

談合のようなことないか。

○総務部長

土木工事の案件だが、土木工事の事業者はあまり多くない。区内業者に限定すると、やはり活発な競争の確保につながりにくい面がある。

○鈴木委員

談合はしていないが、他の事業者の動向をみながらやっているということかと思う。

○田中副会長

書類の簡素化くらいしか方法はないのではないか。

○工事契約係長

入札の前までに、書類は全て提出されたのだが、様々な理由で、入札では辞退となったものである。元々参加する事業者が限られているということがある。

○飯塚会長

参入の障壁を減らして、参加者を増やす工夫を何とか検討してもらいたい。

○田中副会長

制度としては良いものなので、続けていくべきであり、参加者増の工夫をお願いしたい。

○飯塚会長

議案第6号、総合評価方式による入札については、検討すべき課題はあるようだが、引き続きその実施経過を見守っていくことでよろしいか。

—全委員了承—

議案第7号 令和2年度予定価格事後公表の試行実施結果について（9月末現在）

○契約課長

33件実施し、落札者決定は27件、内訳は初度入札が10件、再度入札1回目が5件、再度入札2回目が2件、不調・不落が5件、中止が1件である。

落札率が90%の案件もあったが、99%台のものもかなりあり、平均では96%であった。1億8千万円以上では平均で97.4%、しかし99%台も並んでいるなどばらつきがある。高止まりを解消するために始めた制度だが、依然と99%台があり、議会でも指摘されている。

○鈴木委員

図面が適切に作成され、それに基づいて積算すると、100%近い金額になってしまうということか。

○総務部長

応札者の手間を減らすために、金額を抜いた設計内訳書を出しており、積算額に大きな差が出ることは、ないはずである。事業者の方では、他の案件を受注して、単価設定の傾向をつかんでいる。区と事業者双方で適正な積算をし、同程度の金額になったということであり、ある意味で正しい姿といえなくもない。

○契約課長

事業者からも、同じような声が聞かれる。案件の処理が済むと、事業者から発注課に対して金額入りの設計内訳書の情報公開請求が行われ研究しているようだ。

○総務部長

建物を構成している基礎部分から躯体など上物部分は、単価は決まっている。数量さえわかれば、単価を当てはめるだけなので、積算は大きく変わるはずはない。言い方を変えれば、事業者に確かな積算能力があるとも言える。

○田中副会長

逆に低額の場合は、大丈夫なのかということになる。90から95%であれば、事業者が適切な努力をした結果ということかもしれない。

○飯塚会長

予定価格を超過している方が多い。この程度の率になることは、仕方ないのかもしれない。

○契約課長

議会で行われているのは、99%台が出ているが、競争が確保されていれば、もう少し下がるのではないかということである。しかし、区内業者限定という中では、やはり難しい部分がある。

○総務部長

新築工事も改修工事も、普通は各工事種別一体で行われる。しかし、分離分割発注が原則になっており、その分、諸経費等もそれぞれでかかることになり、金額が高くなるはずである。本来的には、一括発注と

したいところだが、そうすると常に建築工事が頭で電気・機械は下請けということになるため事業者側では望んでいない。

○鈴木委員

不調と中止については、内容を精査して改めて発注するということだが、以前に不調だったものの状況はどうだったのか。

○総務部長

不落だったものは、再度入札を行い落ちている。予定価格との乖離が大きかったものについては、発注課で積算しなおし、さらに区外業者も入れて入札を行い、工事中止となった案件はない。

○田中副会長

入札中止になった理由は何か。

○総務部長

区側の書類に不備があったため、何者か応札者はあったが中止とした。再度公告し入札を予定している。

○飯塚会長

議案第7号、予定価格の事後公表については、落札率にばらつきはあるものの、ある程度の効果があったと思われるため、引き続き、今後の落札結果を注視していくことでよろしいか。

—全委員了承—

### 3 報告事項

(1) 令和2年度定期監査結果について

○契約課長

令和元年度の工事契約実績は、合計338件、物品契約実績は、合計2607件であった。検査の実績は工事検査が665

件、物品検査が199件であった。

区民評価委員会へ提出している契約事務の事務事業評価調書では、公契約等審議会の開催回数などを事業分析として記載し、また、今後の方針として、職員の不祥事を受け適正な契約事務の推進のため、契約事務を担当する職員に対して研修、その他情報提供を行っていくことを上げている。

履行遅延及び契約解除に伴う違約金の収入状況だが、大きなものが道路改良工事に伴うもので、依然として未収となっている。平成22年度とかなり古い案件で、時効が近づいている。

○総務部長

工事だけでも年間190億円近く発注しているが、コロナ禍で今後も同様のペースを維持できるかわからない。

○飯塚会長

時効にかかりそうな案件については、確認をお願いしたい。

○契約課長

昨年度も議論いただいたが、違約金は私債権であり時効の援用がないため、そのまま消滅とはならない。時効を目前にして、取り扱いを検討していかなければならないと考えている。

○総務部長

区の立場としては、債権は回収するというのが原則である。しかし、私債権は手間暇がかかる。無理なものは消滅させるしかないと思う。

○飯塚会長

少額ではあるが、他にも古いものとして平成24年度のものがある。回収は難しい

のか。

○工事契約係長

債権者と連絡が取れなくなっている。

○田中副会長

引き続き努力をお願いしたい。

(2) 令和元年度公契約条例適用契約等について

○契約課長

適用契約は、工事契約が15件、業務委託契約が6件、指定管理協定は保育園が2件である。条例施行から相当の年数が経過したが、事業者側からは、労務台帳作成など手間がかかるとの声をいただいている。一方、労働者側からは、対象を拡大すべきとの意見をいただいている。

○総務部長

対象の拡大や労務台帳の簡素化など、課題については改めてご議論いただきたいと考えている。

(3) 令和2年度の不調・不落について  
(1月～8月)

○契約課長

不調案件を一覧にしているが、特徴的なものは花畑人道橋下部工事である。1回目で不調となり、2回目は指名競争入札とし区外業者も加えたが、不調となった。3回目ですら落札者が決定した。案件によっては、区外業者を入れても契約に至らない場合がある。多くはやり直して契約に至っているが、いろいろ工夫してやっている。

○総務部長

先ほど中止となった案件の話が出たが、

その案件も不調が続いている。金額が合わないのか、悩ましい状況だが、必要な工事であり落札となるよう何とか工夫していきたい。

○鈴木委員

入札参加の条件に、経営に問題がないことというのが入っているが、区内で危なそうだという話は出ていないか。

○総務部長

今のところない。業界の方々とお話をする機会を定期的に持っているが、手元の仕事量はそこそこあるということだ。

(4) 指名停止措置状況について(1月～8月)

○契約課長

指名停止としたものを一覧としているが、その中で、工場検査の際に立ち会った区の職員と事業者とで、検査終了後に宴会をしていたことを問題として指名停止としたものがあつた。

(質疑なし)

(5) 低入札調査案件について(1月～8月)

○契約課長

対象なつたものとしては解体工事が多かつた。自前の重機を持っていることで、低額になることがよくあるようだ。公契約条例適用案件については、労働報酬下限額以上の支払いについても確認している。

○鈴木委員

調査委員会はどういう構成か。

○契約課長

総務部長、契約課長と工事の主管部課長で構成されている。

○総務部長

事業者から積算内訳書の内容について聴取しているが、ダンピングではないこと、どこかで無理をしていないかなどを確認の上、了承している。

○鈴木委員

間違えて安く入れてしまったということではなかったか。

○総務部長

間違えて入れて契約できないと指名停止になってしまうので、それはない。ただし、一件、内訳書の計算ミスというのはあったが、事情聴取で、その金額でできるということであったので、落札とした

○飯塚会長

解体工事では、機械のあるなしの影響があるとのことだったが、それ以外の工事も1件あるが、どういう事情だったのか。

○契約課長

事業者としては、低入札にかかるとは思っていなかったとのことであった。ダンピングの様子もなく、見積もりも適切にとっていた。

○総務部長

事業者の取引先ということで、低額になることはある。しかし設備工事で低入札にかかるというのは珍しい。

○鈴木委員

過去説明されたように、足立区には解体業者が多いという状況があり、競争も働い

ているということかと思う。

(6) 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について

○契約課長

新労務単価が令和2年3月から適用されたが、令和2年3月以降の工事について、旧労務単価で積算しているものは、協議により見直すということアナウンスさせていただいたものである。しかし、対象となったものはなかった。

(質疑なし)

(7) 令和2年度入札・契約制度について（入札参加制限等の変更）

○契約課長

年度当初の発注に伴い有資格者を一定数以上確保するため、4月中の公表案件について入札参加制限を緩和した。

(質疑なし)

連絡事項

○契約課長

今回の審議会の具体的な日程は未定であるが、1月を予定している。できるだけ早期に日程調整する。

○総務部長

臨時会を開かせていただき、職員の不祥事について、ご審議いただき、答申をいただいた。御礼申し上げます。答申の見直し策については、しっかりと実行していく。しかし、それだけでは十分ではなく、当審議会で実施状況について継続的に審議していただく必要があると考えている。そこで審

議会の議論を更に充実する必要もあるのではないかと考え、3名となっている当審議会の委員定数を増やしたいと考えている。行政内部に詳しい、官公庁の制度に精通している方を想定しているがいかがか。

○各委員

行政の中のことについては、わからないこともあるので、よろしいと思う。

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとする。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願いたい。委員全員が内容を確認したら、区長に提出したい。よろしいか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上を持って令和2年度第1回足立区公契約等審議会を閉会する。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝したい。